

## 貯蔵計画書

### 1 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

①貯蔵するガスの種類、②貯蔵量及び③計算書は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 2 貯蔵の目的及び方法

①貯蔵の目的及び②貯蔵の方法※は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

※貯蔵の方法には、高圧ガスの容器及び配管の圧力、容器の固定方法等を記載すること。

### 3 一般高圧ガス保安規則第18条に定める技術上の基準についての対応状況

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 4 一般高圧ガス保安規則第23条又は26条に定める技術上の基準についての対応状況

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 5 警戒標及びその掲示場所

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 6 保安物件に対する設備距離等

付近の保安物件が確認できる図面（周辺地図、案内図等）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

保安距離が確認できる図面（貯蔵設備の配置図等）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

上下階の保安物件が確認できる図面（立面図等）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 7 高圧ガス貯蔵設備配管系統図

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 8 高圧ガス貯蔵設備の配置・配管図

①配管図面及び②滞留防止設備図面（換気図等）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

※配管図面は、容器、配管、弁、警戒標、温度計、消火器の位置が確認できるもの。

※換気図には、換気能力を記載すること。

### 9 機器一覧表

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 10 高圧ガス設備及び安全弁等の構造

①容器弁の図面及び②評定書等は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

①選択弁の図面及び②認定書等は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

逆止弁の図面は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

安全弁の図面は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

その他の機器（\_\_\_\_\_）の図面は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 1 高圧ガス設備の強度計算書

配管、銅管、弁類（評定容器弁、認定選択弁以外）の強度計算書は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

配管、銅管、弁類（評定容器弁、認定選択弁以外）の材料証明書☆は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 2 耐圧・気密検査☆

①検査内容、②検査場所、③検査日時、④検査基準※は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

※検査基準は、一般高圧ガス保安規則第23条（1種貯蔵）、26条（2種貯蔵所）

及び一般高圧ガス保安規則関係例示基準第7

検査方法（耐圧・気密）の①検査方法（水圧・気圧）及び②検査圧力は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

現場検査時の写真（①ゲージ目盛、②試験範囲が確認できるもの）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

検査に使用したゲージの校正記録等は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 3 検査成績書☆

容器耐圧試験成績書は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

たわみ管（可撓管）の耐圧試験成績書（又は検査写真）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 4 充てん証明書☆

別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 5 貯蔵場所の構造

①床面積、壁（②天井・③床、④側面）の材質、⑤扉の種類は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

滞留防止（換気）の①流量及び②方法（換気設備図）は、別添\_\_\_\_\_のとおり。

### 1 6 連絡先（工事施工者又は申請者）

別添\_\_\_\_\_のとおり。

注1) 別添資料には、それぞれ右上に別添番号を記入すること。

注2) ☆の項目については、届出時に準備できない場合には、検査時まで提出のこと。

## 一般高圧ガス保安規則第 18 条に定める技術上の基準についての対応状況

(容器貯蔵の方法に係る技術上の基準)

根拠条項	関連条項	項目	内容	対応状況	
18条 2号イ		通風	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	可燃性ガス又は毒性ガスを (置く・置かない) 換気の場所及び能力は 別添 ( )	
口	第6条 第2項 第8号イ	容器置	充填・残ガス容器の区分	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	残ガス容器を (置く・置かない)
	口	場及び充てん	可燃性・毒性・特定不活性ガス・酸素の充填容器等の区分	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素を (置く・置かない)
	ハ	容器等	置くことができる物	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	計量器等作業に必要な物以外を (置く・置かない)
	ニ		火気、引火又は発火性の物との距離	容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	容器置場の周囲2メートル以内において、火気の使用を (する・しない) 引火性又は発火性の物を (置く・置かない)
	ホ		温度の制限	充填容器等は、常に温度40度以下に保つこと。	※温度計の設置場所は、 別添 ( )

	ト	転落・転倒等の防止	充填容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	容器の固定方法は、別添( )
	チ	燈火	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	携帯電燈以外の燈火を携えて(入る・入らない)

根拠条項	関連条項	項目	内容	対応状況
18条 2号 ハ		シアン化水素の貯蔵の漏えい	シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。	シアン化水素を貯蔵 (する・しない)
ニ		シアン化水素の貯蔵の期間	シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後60日を超えないものをする。ただし、純度98%以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。	
ホ		船・車両等への積載	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器(消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充填してあるものを除く。)によりしないこと。	船、車両等に積載 (する・しない)
ヘ		一般複合容器等の期限	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	一般複合容器等を (置く・置かない)

※は法定外指導事項

一般高圧ガス保安規則第 23 条又は 26 条に定める技術上の基準についての対応状況

(容器が配管により接続されている場合の技術上の基準)

根拠条項	関連条項	項目	内容 (該当するものに○又は数値を記入)				対応状況	
23条 (26条) 1号		保安距離	貯蔵設備の外側から第1種保安物件に対し第1種設備距離以上、第2種保安物件に対し第2種設備距離以上の距離を確保する。(以下にガス名、距離等を記入)				別添 ( )  ※第2種設備距離は自社敷地内に確保して (いる・いない)	
			貯蔵する高圧ガスの種類	可燃性ガス	第1種ガス			
				毒性ガス	窒素ガス			
			設備	可燃毒性ガス	液化炭酸ガス			
				酸素	特定不活性ガス			
					第1種設備距離			第2種設備距離
		法定保安距離 (m)	実物件との距離 (m)	法定保安距離 (m)	実物件との距離 (m)			
		貯蔵設備の合計貯蔵能力 _____m <sup>3</sup> _____kg	7.55	_____	5.03	_____		
		対象となる保安物件の名称	学校・幼稚園・病院・劇場・映画館・保護施設・福祉施設・文化財・博物館・駅・百貨店・マーケット・公衆浴場・ホテル・旅館・その他 ( )		左記以外の建築物であって、住居の用に供するもの			
		都市計画法に基づく用途地域の種類	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域、第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域					

根拠条項	関連条項	項目	内容	対応状況
23条 (26条) 1号	6条1項 42号イ	警戒標	容器置場は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	別 添 ( )
	同 口	二階建て 容器置場 の規制	可燃性ガス及び酸素の容器置場（シリンダーキャビネットの収納されているもの等を除く。）は、一階建とする。ただし、圧縮水素（20MPa以下）のみ又は酸素のみを貯蔵する容器置場（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む。）にあつては、二階建以下とする。	可燃性ガス、酸素を (置く・置かない)
	同 ホ	容器置場 の屋根	充填容器等に係る容器置場（可燃性ガス及び酸素のものに限る。）には、直射日光を遮る措置（当該ガスが漏えいし爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。（ただし、シリンダーキャビネットに収納した場合を除く。）	可燃性ガス、酸素を (置く・置かない)
	同 ヘ	滞留しない 構造	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。	可燃性ガス、特定不活性ガスを (置く・置かない)
	同 ト	安全な 構造	ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場は、当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであること。	ジシラン、ホスフィン又はモノシランを (置く・置かない)
	同 チ	ガスが漏 えいした ときの除 害措置	特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害のための措置を講ずること。	特殊高圧ガス等を (置く・置かない)
	同 リ	二階建て 容器置場 の構造	口ただし書の容器置場は、ニ、ホ（二階部分に限る）及びへに掲げるもののほか、当該容器置場に貯蔵するガスの種類に応じて、経済産業大臣が定める構造とすること	可燃性ガス、酸素を (置く・置かない)
	同 ヌ	消火設備	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	※消火器の設置場所は 別 添 ( )

23条 (26条) 2号	6条1項 11号	高圧ガス 設備の耐 圧試験	高圧ガス設備は、常用の圧力の1.5倍以上の 圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐 圧試験（液体を使用することが困難であると認 められるときは常用の圧力の1.25倍以上の 圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧 試験）に合格するものであること。	別 添 ( )
	同12号	高圧ガス 設備の気 密試験	高圧ガス設備は、常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験に合格するものであること。	別 添 ( )
	同13号	高圧ガス 設備の強 度	高圧ガス設備は、常用の圧力・温度で発生する 最大の応力に対して、十分な強度を有するもの 又は経済産業大臣が認める者の製造した常用の 圧力等に応ずる十分な強度を有するものである こと。	強度計算書、 ミルシートは 別 添 ( )

※は法定外指導事項